

第52回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 10件							
1	栃木県	那須塩原市	なすしおばらワイン特区	栃木県那須塩原市の全域	那須塩原市は、観光と農業が基幹産業となっており、生乳生産は本州1位を誇る。他方、農業従事者の高齢化、担い手不足などの問題を抱えている。特例措置を活用することで、小規模な施設でもワイン醸造が可能となることから、ワインを活用した地産地消及び6次産業化の推進、ブランド力の向上に取り組む。また温泉につかりゆっくりと歩く目線で、その地域の景観や自然、地元の食を体感する「ONSEN・ガストロ・ミーツーリズム」を推進し、交流人口の拡大、観光と農業との連携による地域経済の活性化を図る。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
2	東京都	北区	北区児童発達支援センター給食搬入特区	東京都北区の区域の全域	北区では、医療型の児童発達支援センターが1箇所あるのみで福祉型のセンターが整備されていない状況であることから、区立の児童発達支援事業をセンターへ移行することとした。センターへの移行にあたり、特例措置を活用し、給食の外部搬入を行うことで、運営コストの合理化を図るとともに人員配置や設備などに資源を注力し、センターを地域の中核的な施設に位置づけ、障害児の相談・療育の拡充を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
3	東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター給食搬入特区	西東京市の全域	西東京市において、こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指しているが、施設内調理室での給食提供が課題となっていた。特例措置を活用し、給食を外部搬入することにより、調理に係る経費の節減、運営の効率化を図り、より幅広い発達支援を実施する。既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を推進する。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
4	山梨県	山梨市	山梨市ワイン特区	山梨市の全域	山梨市は、ブドウ等の果樹農業を基幹産業とし、その生産量は日本有数であるが、近年は高齢化及び人口減少の影響により、耕作放棄地の増加、後継者不足が課題となっている。特例措置を活用することで、ブドウを原料としたワインの小規模施設での製造が可能となることから、遊休農地を活用した原材料栽培、新たな担い手の育成、ブドウを通じた地域ブランド確立による観光資源の磨き上げと観光客誘客による地域振興を図る。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
5	長野県	原村	ハケ岳西麓原村ワイン特区	長野県諏訪郡原村の全域	原村は、高原野菜や花きの栽培により農業農村として発展してきた。しかしながら、農業者の高齢化による農家の減少、遊休農地の増加等の課題に直面している。村内でワイン作りを目指し、ワイン用ぶどうを栽培している農家が出始めてきたことから、小規模主体の事業参入が容易になる特例措置を活用し、ペンションなどの観光業との連携による交流人口の増加、商工業と連携した雇用機会の創出、ワインを村の新たな特産品とするなど、農業をはじめとした各産業の活性化を目指す。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
6	長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	長野県下伊那郡根羽村の全域	根羽村では、少子高齢化が進行する中、令和2年4月に小中一貫の義務教育学校が開校した。現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場で給食を調理しているが、特例措置を活用し、公立保育所における給食の外部搬入を行うことで、給食の調理を義務教育学校に一元化する。これにより、調理業務を効率化するとともに、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携を図り、幼児期から義務教育終了まで一貫した食育教育を推進する。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
7	長野県	野沢温泉村	野沢温泉ハウスワイン特区	長野県下高井郡野沢温泉村の全域	野沢温泉村は、スキー産業を中心とした観光が基幹産業となっているが、近年の外国人旅行者の増加や観光ニーズの多様化への新たな対策や、当村発祥の野沢菜に加え地産地消の特産品の開発が求められている。村内の観光産業を支える民宿は、その多くが農業も営む農家民宿である。特例措置を活用することで、果実酒の製造提供が可能となり、農業体験、地場産品メニューの開発、交流人口の増加を推進し、農業振興や地域の活性化を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
8	三重県	多気町	多気町ほろよい 焼酎特区	三重県多気郡 多気町の全域	<p>多気町は、古くから稲作を中心とした農業が盛んに行われてきたが、高齢化及び後継者不足による生産農家の減少、耕作放棄地の増大など農業離れが懸念されている。</p> <p>特例措置を活用することで、地域の米を原料とする単式蒸留焼酎の製造が可能となり、もち米を含めたお米のブランド力の向上、町内に開業予定である大型複合リゾート施設との連携による地場産米を活用した商品開発に取り組み、観光客、交流人口の拡大を図り、多気町をはじめとした三重県南勢地域の活性化を推進する。</p>	709(710,711)	特産酒類の製造業
9	奈良県	大和郡山市	元気城下町(やまこおりやま) 清酒製造体験特区	大和郡山市の 全域	<p>大和郡山市は、金魚の養殖が盛んであり、寺社や歴史遺構などの観光資源に恵まれてはいるが、近隣の知名度のある観光資源と比べて、目立たない存在となっている。</p> <p>お城まつりや全国金魚すくい選手権大会を開催しているほか、城下町地域において藍染め体験施設や、今に残る遊郭建築を活用した観光施設を整備するなどにより、多くの観光客が来訪しているが、特例措置を活用し、清酒の製造体験施設を置くことで城下町の更なる魅力の向上を図り、地域の活性化に取り組む。</p>	712	清酒の製造場における製造体験事業
10	徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	小松島市の全 域	<p>小松島市では、少子化の影響により児童数が約10人となっている公立保育所があり、現在、給食の自園調理を行っているが、少量の食材の調達が困難な状況であり、また市内全体で調理員不足の状態である。</p> <p>特例措置を活用することで、給食の外部搬入が可能となり、児童の発達段階に応じたバランスのとれた給食の安定した提供と給食にかかる経費の削減を図ることができることから、節減された経費により多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に取り組む。</p>	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業